

# 「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 貸したお金を返さない友人に 気持ちが収まりません…

友人に貸したお金のご  
相談です。

私は大学を卒業後上場企業に勤め、ちょうど25年になります。それなりに給料も良く、家もローン組んで購入し、妻と子供と共に普通の生活を送っています。

実は妻には内緒ですが、今から10年近く前、大学時代からの親友に、女のことでもうしてもお金がいる、親には心配をかけたくない、頼れるのは親友の前だけだと泣いて頼まれ、貯金から200万円を立立てました。私にすれば大金です。

現金で渡さず銀行で振り込んだのは、大金を持参するのが

大変お気の毒なことです。お金というのは大切な人間関係をも壊しかねないので、相手も親しいほど借りてはいけないうも貸すのであればやっつかりでとはよく言われること。しかし大金ですものね。

貸す際に銀行振込にし、借入証ももらったのは立派です。貸した証明はそれで十分です。

あと彼の住所が分かるかどうか。住民票を取るの簡単ですが、本人が住民票を移していない場合も考えられます。世の中には訳ありの人が一定数いて、例えば罪を犯して逃走中だとかヤクザや借金取りに追われて夜逃げをした場合には移しません。住民票がなければ選挙権はないし、真つ当な所には勤められません。世の中には訳ありな人を受け入れる勤め口もあって、食べていくのには困りません。

幸い現住所が分かって、内容証明の形で催告書を出したとしましょう。しかし催告には、6カ月以内に訴訟を提起するなどきちんとした方法を講じない限り時効中断の効果はありません

怖かったことありますが、後日のために証拠を残しておくためでしたし、借入証もきちんと書いてもらいました。

彼は頭を下げ、そのうちに必ず返すと言っていました。徐々に音信不通になりました。当時の勤め先も私に知らせないまま辞めていたし、大学時代に遊びに行ったことのある実家に連

絡したところ、何年も音信不通だとのことでした。

貸金の消滅時効は10年と聞いています。まもなく時効にかかるとはならないので、弁護士事務所のほうで彼の住所を調べてもらって内容証明を出してもらえませんか？もし彼が今払えない状況だとしてもこのままでは気持ちが収まりません。



(民法153条)。訴訟を提起すれば、それが時効中断となり時効はその時から改めて10年となります。相手が欠席のままでも勝訴判決はもらえますが、それで200万円が取れるかといえば別問題なのが厄介です。

つまり、相手に預貯金や給料債権、不動産など執行する財産がなければ勝訴判決も結局は「絵に描いた餅」になってしまうのです。相手にはご相談者以外にもかなり借金があると考えてよく、財産がないどころか自己破産済みといったことも想定内でしょう。

もし万一、相手が内容証明

を受け取って、何らかの形で返済の確約をしてくれるとしても、もう信用はできないでしょうから、いったん返済を受けて改めて金を貸す形にして、時効が新たに進行するようにしたほうがよいでしょう。あるいは気が進まないかもしれませんが、相手の実家にこれまでの訳を話して、もし本人の代わりに返済してくれるというのであればそれでもよいでしょう。

いずれにしてもたとえこちらに正当な債権があっても、強引な請求をすればそれが脅迫なり恐喝にもなりかねず、その点はどうもお気をつけください。

## 訴訟を提起し、時効中断する方法があります。 ただし、強引な請求が脅迫に受け取られないように。

